

## (2) 障がいのある子どもの指導や支援の基本

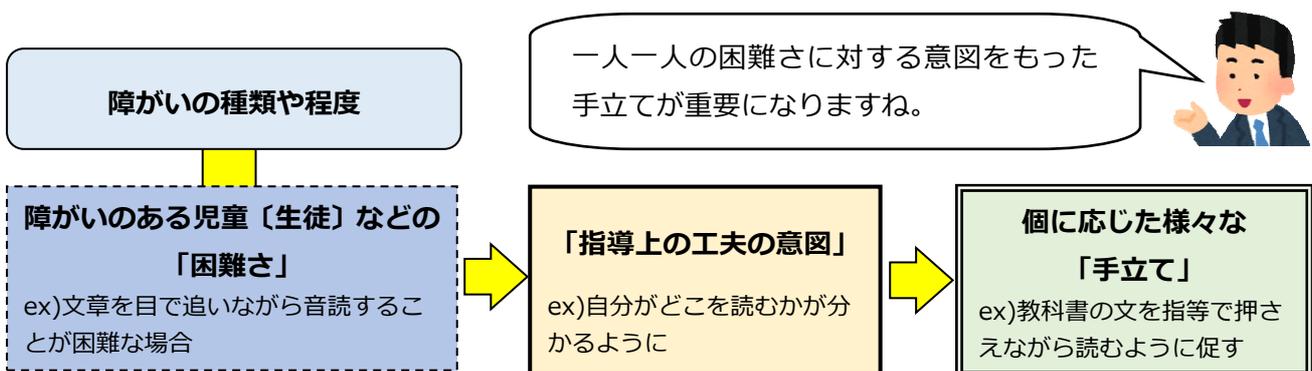
### (a) 障がいの状態等に応じた指導

小学校学習指導要領解説総則編(H29)、中学校学習指導要領解説総則編(H29)及び高等学校学習指導要領解説総則編(H30)には、次の記載があります。

障害のある児童〔生徒〕などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童〔生徒〕で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような**障害の種類や程度を的確に把握した上で**、障害のある児童〔生徒〕などの**「困難さ」**に対する**「指導上の工夫の意図」**を理解し、個に応じた様々な**「手立て」**を検討し、指導に当たっていく必要がある。

\*〔 〕は中学校学習指導要領解説総則編での表記

\*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



学習指導要領解説の各教科等編(H29/H30)には、各教科等ごとに「障がいのある児童生徒への配慮についての事項」として、「困難さ」「指導上の工夫の意図」「手立て」についての具体的な例示が記載されています。(下記は、小学校学習指導要領解説国語科編 P160 からの抜粋)

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用することなどの配慮をする。

\*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

\*下線\_\_\_\_\_は「困難さ」、下線\_\_\_\_\_は「指導上の工夫の意図」、下線\_\_\_\_\_は「手立て」を表しています。

他の教科等の例については、本センターWebサイト版「コーディネートハンドブック2020『障がいのある児童生徒などへの配慮』教科等コーディネートアイディア(例)」にまとめていますので、ぜひご参照ください。<https://special-center.fcs.ed.jp/>【コーディネートハンドブック2020版】

(b) 参考となる資料

小学校学習指導要領解説総則編 (H29)、中学校学習指導要領解説総則編 (H29) 及び高等学校学習指導要領解説総則編 (H30) には、次の記載があります。

小学校〔中学校〕学習指導要領解説の各教科等編のほか、**文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら**、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童〔生徒〕などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。～(中略)～このように障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。

\*〔 〕は、中学校学習指導要領解説総則編での表記

\*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

ここで示された「教育支援資料 (平成 25 年 10 月)」は、「**障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ (令和 3 年 6 月)**」に改訂されました。



(c) 「障害のある子供の教育支援の手引」とは

令和 3 年 6 月に公表された「障害のある子供の教育支援の手引」には、改訂の趣旨が次のように示されています。(「はじめに」から一部を抜粋)

今般、同有識者会議報告\*を踏まえ、「教育支援資料」の内容について、障害のある子供の就学先となる学校 (小中学校等、特別支援学校) や学びの場 (通常の学級・通級による指導・特別支援学級) の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してほしいことから、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称を改定しました。

\*文部科学省「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 (令和 3 年 1 月)」



障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、**障がいのある子どもやその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されています。**

※文部科学省の Web サイトでダウンロードできます。また、書籍 (ジアース教育新社) も販売されています (左写真)。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)

**障がいのある子どもの教育支援の正しい理解と認識が、各学校での指導や支援の基盤になります**